

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
1	福祉保健部	福祉保健課	H20.4.1	生活保護システム業務支援委託	1,606,500	秋田県秋田市南通築地 15-32 北日本コンピューターサービス 株式会社 代表取締役 江畑 佳明	生活保護制度では、毎年4月に基準改定が実施され改定に沿ったシステムの一部改修や数値データの修正が必ず必要になる。技術支援においてはソフトウェアのプログラムが一般に公開されていないことから、システムを熟知した開発者である購入元の業者に委託する以外に該当する業者がないため	第167条の2 第1項 第2号
2	福祉保健部	福祉保健課	H20.4.1	平成20年度 社会保障生計調査委託費	1,148,640	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	本業務は、被保護世帯の中から抽出した世帯に対する家計簿の配布、回収及び内容審査で、調査内容が被保護世帯のプライバシーに関するものであるため、保護の実施機関である福祉事務所で行わなければならない業務が実施できない。 また、当方が厚生労働省の定めた単価により積算した金額を提示し委託契約を行うため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項 第2号
3	福祉保健部	福祉保健課	H20.4.1	平成20年度長崎県福祉人材センター運営事業委託	37,446,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 金子 原二郎	都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉従事者の確保を図ることを目的として設立された社会法人であって、社会福祉法第93条第1項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに1個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる。 本県では上記により、長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターに指定している。	第167条の2 第1項 第2号
4	福祉保健部	福祉保健課	H20.6.2	平成20年度地域福祉推進支援事業委託	2,233,800	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 金子 原二郎	当事業は、「既存の制度では充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決のために住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的としたものであり、事業を推進していく上で、各市町社会福祉協議会や各民間福祉団体等との連携が必要不可欠である。それらの連携が十分に取れ、事業実施に必要な人材、知識、情報、経験を有する団体は県社会福祉協議会以外にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
5	福祉保健部	福祉保健課	H20.6.9	平成20年度長崎県福祉読本発行事業委託	2,350,500	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 金子 原二郎	この事業は、小学校における福祉読本の活用による福祉教育を通じて、高齢者や障害者に対する正しい理解と思いやりの心を育て、併せてボランティア活動への参加意欲を助長するものである。 福祉読本は、小学校教師や福祉、ボランティア関係者等と協力して作成されるが、長崎県社会福祉協議会は福祉読本の作成に必要な不可欠である福祉及びボランティア活動に関する専門的知識や人材、福祉・小学校等の関係団体との幅広いネットワークを有した県内唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
6	福祉保健部	福祉保健課	H20.7.14	平成20年度長崎県 民生委員児童委員正 副会長研修事業委託	2,208,000	長崎市茂里町3-24 長崎県民生委員児童委員協 議会 会長 野原 寅男	各市町民生委員・児童委員協議会の会長・副会 長を対象とし、民生委員、児童委員に関する知識の 習得、活動の向上を図るためのものである。 実施にあたっては、民生委員児童委員活動に見 識があり、県内の民生委員活動の実情を把握して いる長崎県民生委員児童委員協議会に委託先が 特定される。加えて、長崎県民生委員児童委員協 議会の職員も民生委員活動、社会福祉に関する知 識が深く、講師やアドバイザーとして活動出来ること から、効率的・効果的な実施が可能である。	第167条の2 第1項 第2号
7	福祉保健部	福祉保健課	H20.9.5	高機能病院建設基本 計画(案)策定業務委 託	2,940,000	福岡県福岡市中央区高砂 2-10-1  (財)医療・介護・教育研究財 団 理事長 松村 隆	公立病院改革プラン策定の一環として、関係市 町及び関係機関等と共同して、県内公立病院等の 「再編・ネットワーク化」の計画・構想等を検討協議 するため「公立病院改革プラン検討協議会」が平成 20年8月5日に設置され、9月末までに「再編・ネ 트워크化」の計画・構想等の策定予定となっている。 平成20年8月31日の協議会において、県に対 し、長崎市内における「高機能病院建設基本計画 (案)」を策定し、協議会に提示してほしい旨の意見 がだされたため、県において緊急に策定し、協議会 に提出しなければならない。 県内にこの業務実施に適した業者がなく、また、 9月12日までの短期間で緊急に処理すべき業務の ため、病院の管理運営や平成20年に病院基本構 想策定業務の実績があるなど、この業務に精通し ており、今回の業務目的達成のためには(財)医 療・介護教育研究財団しかない。  以上の理由により、競争入札への移行は不可。	第167条の2 第1項 第2号
8	福祉保健部	福祉保健課	H20.10.23	西彼福祉事務所(総 合福祉センター)昇降 機設備改修工事	12,075,000	福岡県福岡市博多区博多駅 前1丁目9番3号  日本オーチス・エレベータ(株) 九州支店 支店長 大野 悟	・本工事は、昭和56年9月にエレベーターを設置して 以来、これまでメーカーによる保守点検を行ってき たが、巻き上げ機や制御板、モーター等が老朽化し ているため改修を行うものである。  ・改修にあたっては、必要最低限の部品のみの中 換と、地震感知器や停電時自動着床装置などの付 加機能の追加であり、大部分の部品や装置は既存 のものを利用する。  ・従って、本エレベーターの製造メーカーである日本 オーチス・エレベーター株式会社への1者随意契約 とする。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
9	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	長崎県ナースセンター事業	22,520,000	諫早市永昌町23-6 社団法人長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	長崎県看護協会は、平成4年12月17日「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条第1項による「長崎県ナースセンター」(都道府県に1カ所の指定)として指定を受けている。また、県内看護職員の実態把握と医学・看護についての情報を提供できる県内唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
10	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	長崎県実習指導者講習会事業	3,107,000	諫早市永昌町23-6 社団法人長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	本事業は、看護師等の養成に際して実習施設に配置する実習指導者としての知識・技術の修得を目的としている。国の実施要綱により、事業実施に際しては、教室の確保、図書室の利用、講習会担当者として看護師等養成所専任教員の経験者等の実施基準がある。それらの基準を満たし、事業の目的を達成できる団体は、現時点では県内には、当該協会のみである。	第167条の2 第1項 第2号
11	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	平成20年度長崎県がん登録・評価事業業務委託	7,700,000	長崎市中川1-8-6 財団法人、放射線影響研究所 理事長 大久保利晃	本事業を行うにあたって、放射線影響研究所の保管する個人データが不可欠のため、今年度も放射線影響研究所に1者随意契約する。	第167条の2 第1項 第2号
12	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	平成20年度長崎県救急医療情報システム管理運営業務委託	5,625,000	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石哲哉	本契約は医療機関、消防、医師会から情報を収集し、救急医療従事者等や県民へ迅速で正確な情報を提供し救急患者の医療を確保するものである。 ・在宅当番医の情報収集 ・輪番医療機関の情報収集 ・医療機関の開設等や診療科目変更の情報収集 ・各医療機関の医薬品備蓄の情報収集 これらは、本県の救急医療体制の円滑な運営を目的として設立された長崎県救急医療財団の事務を引き継いだ長崎県健康事業団と各機関が長年にわたり構築した連絡体制によって可能であり、他者では不可能である。よって、目的及び性質上競争入札に適しないことから、1者随意契約とするものである。	第167条の2 第1項 第2号
13	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	感染症発生動向調査事業に係る委託	2,100,000	長崎市茂里町3-27 社団法人長崎県医師会 会長 蒔本 恭	感染症発生動向調査事業は、厚生労働省の「感染症発生動向調査事業実施要項」に基づき、医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定することとされており、本県においては、医療機関を会員として傘下におく社団法人長崎県医師会以外に適当な委託先はない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
14	福祉保健部	医療政策課	H20.4.1	離島救急医療標準化 事業業務委託	1,443,700	大村市久原2丁目10001番地 JPTEC長崎 代表世話人 高山 隼人	本団体は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター救命救急センター、長崎大学医学部歯学部附属病院等の医師等、県内消防局・消防本部の救命救急士等によって構成されており、平素より県内において救命救急活動に従事するとともに、医療従事者の観察・処置能力の国際標準化や患者の救命率の向上、早期社会復帰等に寄与することを目的として運営している。当県唯一の救命救急センターのセンター長が代表世話人であり、JPTECの国際標準コース等の指導ができるインストラクターを各離島地域に派遣可能な団体は他にないため、随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
15	福祉保健部	医療政策課	H20.4.24	長崎県小児救急電話相談事業運営委託業務	9,544,080	ティーパック株式会社 東京都千代田区外神田5 丁目2番1号 代表取締役 砂原健市	「企画提案競技」の方法により受託予定事業者を決定し、同者と随意契約を締結した。決定に際しては、外部委員を含めた「審査委員会」において、評価項目に沿った審査を行った。	第167条の2 第1項 第2号
16	福祉保健部	医療政策課	H20.6.18	平成20年度救急医療研修等事業委託	1,500,000	長崎市茂里町3 - 27 社団法人 長崎県医師会 会長 時本 恭	本契約は、各地域における救急医療体制を確保するために、県民にAEDや心肺蘇生法、救急医療従事者及び救急搬送従事者等に救命処置の知識、技能を習得させ、緊急時における適正な医療・救護を確保し、各医療体制(病院前救護・初期・二次)における救急医療環境等を向上させることを目的としている。 ・医療機関及び郡市医師会、消防機関との連携 ・救急医療に関する知識 ・研修の内容 ・講師の選定 これらは、(社)長崎県医師会によって可能であり、他者では不可能である。	第167条の2 第1項 第2号
17	福祉保健部	医療政策課	H20.6.23	平成20年度長崎県緊急被ばく医療ネットワーク調査事業委託	4,500,000	東京都港区新橋5-18-7 (財)原子力安全研究協会 理事長 佐藤 一男	(財)原子力安全研究協会は、原子力の安全性に関する調査及び研究等を行うことによって、原子力の安全性の確保に資し、原子力平和利用の開発に貢献することを目的として設立された団体である。また、本事業の円滑な運営には、緊急被ばく医療に関する高度の知識とともに、広域に渡る関係機関と密接に連携を図ることが可能な人的ネットワークが必要であるが、同財団は、以前から文部科学省から同等事業を受託し、緊急被ばく医療対策のノウハウを蓄積しており、他に事業の円滑な実施ができる団体がないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
18	福祉保健部	医療政策課	H20.7.31	長崎県マルチメディア機器保守管理委託	1,536,360	長崎市出島町14-7 西日本電信電話株式会社 長崎支店 支店長 東 伸之	本契約は、現在運用中である遠隔画像診断システム及び遠隔医療コンサルティングシステムを構成する長崎県マルチメディアモデル医療用設備に不具合が生じた場合に原因を特定し、再設定及び修理等の運用支援を行うものであり、業務に精通した業者でなければ業務遂行は困難である。当初システムを開発した業者であり、条件を満たす業者が他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
19	福祉保健部	医療政策課	H20.8.1	専門分野における質の高い看護師育成事業(がん看護)	3,800,000	長崎市坂本1-7-1 長崎大学医学部・歯学部附属病院 院長 江口 勝美	国の研修実施基準に基づき、県がん診療連携拠点病院である長崎大学医学部・歯学部附属病院へ委託した。	第167条の2 第1項 第2号
20	福祉保健部	医療政策課	H20.8.1	専門分野における質の高い看護師育成事業(糖尿病看護)	3,800,000	長崎市茂里町3-14 日本赤十字社長崎原爆病院 病院長 進藤 和彦	国の研修実施基準を満たす7医療機関に対し実施希望調査を行ったところ、長崎原爆病院のみ実施希望があり、また、当該病院は、各種研修を受け入れ、研修体制が整っているところから委託医療機関とした。	第167条の2 第1項 第2号
21	福祉保健部	医療政策課	H20.10.10	平成20年度HIV検査・相談事業	3,075,650	長崎市栄町2番22号 社団法人 長崎市医師会 会長 野田 剛稔	本事業は、HIV抗体検査を希望する県民に対して、検査を受けやすい環境を確保することにより、HIV感染者の早期発見及び感染拡大を防ぐことを目的としている。この検査は、検査を希望する人が会場に来やすいように、市街地で休日・時間外に行うこととされている。また、HIV・AIDS以外の性感染症およびHIV抗体検査に精通した従事者の確保が必要である。社団法人長崎市医師会は、これまでも相談・検査事業に携わっており、市街地における検査会場の選定・従事者の確保等も対応可能である。	第167条の2 第1項 第2号
22	福祉保健部	医療政策課	H20.10.20	長崎県がん診療離島中核病院機能強化事業	1,500,000	五島市吉久木町205 長崎県離島医療圏組合 五島中央病院 病院長 神田 哲郎	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
23	福祉保健部	医療政策課	H20.10.20	長崎県がん診療離島中核病院機能強化事業	1,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11 長崎県離島医療圏組合 上五島病院 病院長 八坂 貴宏	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
24	福祉保健部	医療政策課	H20.10.20	長崎県がん診療離島中核病院機能強化事業	1,500,000	壱岐市郷ノ浦町東触1626 壱岐市民病院 壱岐市長 白川 博一	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
25	福祉保健部	医療政策課	H20.10.20	長崎県がん診療離島中核病院機能強化事業	1,500,000	対馬市厳原町東里301-1 長崎県離島医療圏組合 対馬いづはら病院 病院長 糸瀬 薫	本事業は、離島地域におけるがん診療の質の向上を図るため、各種研修会等の事業を実施するものである。これらの研修会等は、「長崎県がん対策推進計画」において、離島の中核的病院を中心として行うこととされており、同計画において、がん診療離島中核病院として選定された本病院に委託し実施するものである。	第167条の2 第1項 第2号
26	福祉保健部	医療政策課	H20.11.17	長崎県がん検診実施体制強化モデル事業委託	4,000,000	諫早市多良見町化屋名986-3 財団法人長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	本事業は、各がん検診(胃、肺、子宮、乳房、大腸)について、検診実施方法、対象者数、受診者数、要精検数、精検受診率、患者発見率、陽性的中率等の統計的な解析作業等を実施するもので、実際にがん検診に対する専門的なノウハウを持ち、要精検実施機関との連携ができることが必要であり、県内では長崎県健康事業団しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
27	福祉保健部	医療政策課	H20.12.10	長崎県緩和ケア医師研修事業	1,200,000	長崎市茂里町3-27 社団法人長崎県医師会 会長 蒔本 恭	本事業は、県内のがん診療に携わる全ての医師に対する緩和ケア研修事業であり、今後、県内各地域で継続的に研修会を開催するとともに、地域の緩和ケアについての連携体制を構築する事も念頭においている。そのため、委託する相手方は、がん治療に関する高度な知識を有し、かつ、県内での研修会を円滑に実施し、地域医療機関、郡市医師会及び看護協会等との連携を図ることが可能である必要がある。このような条件を満たす相手方は県内には長崎県医師会以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
28	福祉保健部	薬務行政室	H20.4.1	薬事情報伝達事業	1,200,000	長崎市茂里町3番18号 社団法人長崎県薬剤師会 会長 宮崎 長一郎	<p>・本事業を委託する団体としては、財団法人日本医薬情報センターの会員であり、医薬品に関する知識・情報が豊富であることが条件となるが、社団法人長崎県薬剤師会はその条件を満たしている団体である。</p> <p>・また、社団法人長崎県薬剤師会は県内のほぼ全ての薬局が加入していること、社団法人長崎県医師会等の関係団体と常に連携がとれていること、団体内に薬事情報センターを有していること等を考慮すること、医薬品に関する情報の収集・伝達を円滑に実施できる団体であり、県内において類似する団体はない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
29	福祉保健部	国保・健康増進課	H20.4.1	障害者歯科診療及び休日歯科診療業務委託	20,000,000	長崎市茂里町3-19 社団法人長崎県歯科医師会 会長 道津 剛佑	<p>本事業は一般の歯科診療施設での治療が困難な障害者等の診療など県民の歯科診療サービスの確保を目的としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、診療行為を伴うものであることから委託先は限定され、また、実施に必要な技術や設備、離島等を巡回して診療を行うための人員の確保等が一般の歯科診療所では困難である。</p> <p>本事業の遂行に必要な要件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ本県唯一の歯科医師の団体である(社)長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外ありえない。</p>	第167号の2 第1項 第2号
30	福祉保健部	国保・健康増進課	H20.4.1	テレビ番組「週刊健康マガジン」放映業務委託	5,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人長崎県医師会 会長 時本 恭	<p>本事業は保健、衛生、健康づくり等の知識の向上を図ることにより、県民の健康を保持、増進することを目的として実施するものであり、本事業により作成・放映するテレビ番組は、医療や健康づくりに関して幅広いテーマを取り上げ、それぞれのテーマに精通した医師が出演して解説する内容となっている。</p> <p>本事業を実施するにあたって、テーマの選定、内容の構成には専門的知識を要し、また、当該テーマに適した出演者の選定・調整についても、県内の医療機関・医療関係者等について広範な情報を把握し、調整する機能を有していなければならない。</p> <p>従って、委託先としては、県内で唯一、県内全域のほとんどの医師を会員としている団体であり、本事業を実施する専門的知識等を有する長崎県医師会に特定される。</p>	第167号の2 第1項 第2号
31	福祉保健部	国保・健康増進課	H20.4.1	平成20年度長崎県難病支援ネットワークの委託	5,687,000	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1 長崎県難病医療連絡協議会 会長 松尾 秀徳	<p>当協議会は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「重症難病患者入院施設確保事業(難病支援ネットワーク)を実施するために、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年度に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療専門員を雇用している唯一の団体である。当該団体以外には委託不可能である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
32	福祉保健部	国保・健康増進課	H20.7.1	平成20年度長崎県臓器移植対策事業(臓器移植連絡調整・普及啓発)業務委託	1,070,000	諫早市多良見町化屋986-3 (財)長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	当財団は、厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体である。当事業を実施するためには、臓器移植医療・提供者への働きかけの知識をもつ臓器移植コーディネーターが欠かせないものであり、当該団体以外には委託事業を実施できない。	第167条の2 第1項 第2号
33	福祉保健部	国保・健康増進課	H20.8.18	地域歯科保健活性化委託事業	9,000,000	長崎市茂里町3-19 社団法人長崎県歯科医師会 会長 道津 剛佑	本事業は、長崎県での8020運動の積極的な普及啓発と具体的な施策の推進のため、長崎県歯科医師会等各機関・団体と連携して各種歯科保健事業を展開し、円滑かつ効果的な歯科保健推進体制を整備することを目的としている。 具体的には口腔がんの早期発見のための連携体制の構築、及び歯周疾患予防と検診の重要性について若い世代を含めて啓発するものであり、その実施にあたっては、歯科保健医療に関する専門知識・技術をもち、地域で実践していることが必要である。 本事業の遂行に必要な用件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ長崎県唯一の歯科医師の団体である社団法人長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外あり得ない。	第167条の2 第1項 第2号
34	福祉保健部	国保・健康増進課	H21.3.3	平成20年度国民健康保険の資格取得または喪失の届出促進に関するテレビスポット制作及び広告業務	5,470,500	長崎市万才町3-5 株式会社 電通九州長崎支社 支社長 東 慎一郎	専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者(最高得点獲得者)から見積書を徴し、随意契約を結んだ。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
35	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年介護実習・普及センター運営事業委託	23,801,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 宮崎 政宣	委託先は県内の高齢者及びその家族が抱える様々な相談に総合的にかつ一体的に対応するとともに、高齢者介護の実習等を通じて介護知識・介護技術の普及を図り、高齢者及び家族の福祉の増進と明るく活力ある長寿社会づくりを推進することを目的に、県および市町等の出資のもと設立された公益法人で下記全ての要件を満たす県内唯一の団体である。 一般県民・家族介護者のみならず、介護専門職員を対象とした広範囲かつ専門的な介護実習を適切に実施できる団体である。 県内の高齢者やその家族からの相談に長年対応してきた実績を有し、県内の高齢者の実情に精通している。 国が定める運営要綱に基づき、県内の福祉・保健・医療・行政等関係団体の代表者で構成される委員により、事業の適切な運営がなされる団体である。	第167条の2 第1項 第2号
36	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,469,700	西彼杵郡時津町元村郷800番地 ナガサキリハビリテーションネットワーク 代表 松坂誠應	ナガサキリハビリテーションネットワークは、地域リハビリテーションの普及啓発と推進を図ること等を目的に組織されて、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な知識・技術をもつ人材を有している。県内において、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な支援、指導が行える期間は、当該団体以外にない。	第167条の2 第1項 第2号
37	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 齋藤 寛	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。長崎圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のりハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
38	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	大村市協和町779 社団法人大村市医師会会長 小尾重厚	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県央圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のりハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
39	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	島原市湖南町6893-2 医療法人社団東洋会 理事長 小島進	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県南圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
40	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度県北地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	平戸市草積町1125番地12 国民健康保険平戸市民病院 平戸市長 白濱信	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県北圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
41	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度佐世保地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	佐世保市山手町855-1 医療法人白十字会耀光リハビリテーション病院 院長 井手芳彦	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。佐世保圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
42	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,474,200	五島市吉久木町205番地 長崎県離島医療圏組合五島中央病院 院長 神田哲郎	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
43	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度上五島 地域リハビリテーシ ョン広域支援センター 事業	1,474,200	南松浦郡新上五島町青方郷1 549-11 長崎県離島医療圏組合上五 島病院 院長 八坂貴宏	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。上五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
44	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度壱岐地 域リハビリテーシ ョン広域支援センター事 業	1,474,200	壱岐市郷ノ浦町東触1626 壱岐市民病院 院長 中田和孝	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。壱岐圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
45	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.1	平成20年度対馬地 域リハビリテーシ ョン広域支援センター事 業	1,474,200	対馬市厳原町東里303-1 長崎県離島医療圏組合対馬 いづはら病院 院長 系瀬 薫	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。対馬圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
46	福祉保健部	長寿社会課	H20.4.3	平成20年度認知症 介護実践研修事業委 託	11,670,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか長 寿財団 理事長 宮崎 政宣	この研修は、認知症高齢者に対する介護サービスを提供するための専門的な知識及び技術を習得させることを目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要があり、その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。長崎県すこやか長寿財団は、介護知識や介護技術の普及も含め長寿社会の支援を行う公益法人であり、高齢者介護に関する各種研修を実施しており、十分な専門性が認められる。また、財団には平成14年度からこの研修を委託しており、その間蓄積されたノウハウはもとより、財団を中心とした講師や協力スタッフ、協力実習施設の支援体制が確立している。適正な事業実施が可能で、受託可能な団体が財団以外になく、委託先として最適である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
47	福祉保健部	長寿社会課	H20.5.16	平成20年度地域包括支援センター職員研修委託	2,775,000	東京都港区虎ノ門3-8-21 財団法人 長寿社会開発センター 理事長 伍島 忠春	平成12年5月1日付老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知により、事業の実施主体は都道府県及び指定都市であり、その事業の全部又は一部を財団法人 長寿社会開発センター内の「地域ケア・介護予防研修センター」等に委託して実施することが出来るものとなっている。現在のところ、県内には、本研修を適正に実施出来る団体はなく、これまでの研修実績がある当センターに委託することが適切かつ効果的であると判断した。	第167条の2 第1項 第2号
48	福祉保健部	長寿社会課	H20.6.3	平成20年度認知症対応型サービス事業管理者研修事業委託	1,860,000	長崎県介護福祉士会 会長 白仁田 敏史	この研修は、介護サービスの質に影響する介護サービス現場の管理者の資質向上を目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要があり、その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。長崎県介護福祉士会は、本県介護福祉の向上を目指している専門職の団体で、介護現場に精通している。また、関係機関との連携や研修の実績もあり、十分な専門性が認められる。また、介護福祉士会には平成18年度からこの研修を委託しており、その間蓄積されたノウハウはもとより、介護福祉士会を中心とした講師や協力スタッフ、協力実習施設の支援体制が確立している。適正な事業実施が可能で、受託可能な団体が介護福祉士会以外になく、研修委託先として最適である。	第167条の2 第1項 第2号
49	福祉保健部	長寿社会課	H20.6.3	平成20年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業委託	1,120,000	長崎県介護福祉士会 会長 白仁田 敏史	この研修は、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者として必要な知識・技術の修得を目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要があり、その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。長崎県介護福祉士会は、本県介護福祉の向上を目指している専門職の団体で、介護現場に精通している。また、関係機関との連携や研修の実績もあり、十分な専門性が認められる。また、介護福祉士会には平成18年度からこの研修を委託しており、その間蓄積されたノウハウはもとより、介護福祉士会を中心とした講師や協力スタッフ、協力実習施設の支援体制が確立している。適正な事業実施が可能で、受託可能な団体が介護福祉士会以外になく、研修委託先として最適である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
50	福祉保健部	長寿社会課	H20.8.5	平成20年度主治医 研修委託	1,150,000	長崎市茂里町3番27号 長崎県医師会 会長 蔭本 恭	「主治医研修」は介護保険制度における要介護認定の際の重要な書類である”主治医意見書”を作成する医師を対象とした研修である。医療の専門的な知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた講師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程等の調整・設定など、研修を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有していることが必要となる。このため、委託先は多くの医師が加入する「社団法人 長崎県医師会」に特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
51	福祉保健部	長寿社会課	H20.8.11	平成20年度長崎県 敬老祝品売買単価契 約	契約単価 1,905円/個 (税抜)	長崎市大黒町3-1 社団法人 長崎県物産振興協 会 専務理事 森内 久登	社団法人 長崎県物産振興協会は県の外郭団体で、県産品の販売・発送を通常業務とし、信頼性も高く、敬老祝品の購入先選定の必須条件である下記要件を全て満たす唯一の者であるため。 県が指定する商品((株)長崎五島うどん製の五島手延うどんセット)の取扱いをしており、かつ5,700個以上の受注が可能であること。 5,700箇所以上の納入場所への発送業務ができること。 個人情報の保護に関して、信頼性の高い業者であること。 送料込みで商品の取扱いができ、納入先不在による再送等に柔軟に対応できること。	第167条の2 第1項 第2号
52	福祉保健部	長寿社会課	H20.9.8	平成20年度認知症 地域支援体制構築等 推進事業	2,741,000	長崎市2-22 長崎市長 田上 富久	「認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知)」に定める「認知症地域支援体制構築等推進事業」においては、地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、このような先駆的な支援体制の構築を図るため、モデル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。本事業では、「認知症地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が定められており、同会議において検討の結果、長崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と認められた。以上により、委託申し込み先はこの3団体しかない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
53	福祉保健部	長寿社会課	H20.9.8	平成20年度認知症 地域支援体制構築等 推進事業	3,500,000	大村市西三城8 社会福祉法人 大村市社会福 祉協議会 会長 林 忠篤	「認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知)」に定める「認知症地域支援体制構築等推進事業」においては、地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、このような先駆的な支援体制の構築を図るため、モデル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。本事業では、「認知症地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が定められており、同会議において検討の結果、長崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と認められた。以上により、委託申し込み先はこの3団体しかない。	第167条の2 第1項 第2号
54	福祉保健部	長寿社会課	H20.9.12	平成20年度認知症 地域支援体制構築等 推進事業	1,979,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2 222 西海市長 山下 純一郎	「認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知)」に定める「認知症地域支援体制構築等推進事業」においては、地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、このような先駆的な支援体制の構築を図るため、モデル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。本事業では、「認知症地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が定められており、同会議において検討の結果、長崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と認められた。以上により、委託申し込み先はこの3団体しかない。	第167条の2 第1項 第2号
55	福祉保健部	長寿社会課	H20.9.18	平成20年度認知症 地域医療支援事業委 託	2,076,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 蔭本 恭	「医師」を対象とした研修事業であり、医療の専門的な知識と講師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有していることが必要となる。 このため、委託先は、多くの医師が加入する「社団法人 長崎県医師会」外にない	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
56	福祉保健部	長寿社会課	H21.3.26	平成21年度介護保険制度改正に伴う「指定事業者等管理システム」改修業務委託	2,175,600	佐賀市兵庫町藤木1427番地7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地大治	当該システムは介護保険事業所の指定状況、事業所実地指導の際の指導内容、介護支援専門員の情報等を管理しており、長崎県国民健康保険団体連合会やWAMNETと定期的に情報連携している。システムの不具合等が発生した場合は早急な対応が求められ、佐賀電算センターでなければ対応が事実上不可能である。また、システムのソースプログラムは佐賀電算センターが著作権として保有し、他の業者へ開示することはできない。仮に佐賀電算センター以外の業者と保守管理契約し、不具合等に対応できなかった場合、県内全ての介護保険事業所に対して介護報酬の支払が不能になる等の多大な影響が予見される。	第167条の2 第1項 第2号
57	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	長崎県障害者スポーツ大会開催事業委託料	6,115,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者のスポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体力増強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生活の質の向上を図ることを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に本事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項 第2号
58	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	知的障害者スポーツ大会開催事業委託料	2,000,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業における「都道府県地域生活支援事業」の「その他の事業」の「社会参加促進事業」を受託実施のために、国の要綱に基づき設置した団体であり、知的障害者スポーツ大会開催事業は当該事業の中の1事業である。 (障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会作りに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に本事業の委託先として適当な団体はない。)	第167条の2 第1項 第2号
59	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	多重債務相談機関へのメンタルヘルス相談員配置事業委託	2,204,800	諫早市永昌町23-6 (社)長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	本事業は、多重債務等の相談者のうち、メンタルヘルスケアの必要な方を効果的に治療につなげていくことを目的として、多重債務相談機関にメンタルヘルス相談員を配置することとしているが、(社)長崎県看護協会は、保健師等の有資格者が自主的に運営する職能団体で、精神保健相談に従事経験のある保健師も多く、また、日頃から「まちの保健室」(こころとからだの相談)事業等を実施しており、事業目的に最も合致した機関である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
60	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	愛の県民運動事業委託料	4,000,000	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原輝幸	県下の福祉向上を目的とし、本事業を遂行できる適当な公共的団体は他にはなく、今年度も1者随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
61	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	長崎県退院促進支援ネットワーク事業委託料	1,796,000	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市長 朝長 則男	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院促進を行いつつ、各保健福祉圏域毎の社会資源の確保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築する事業であり、県立保健所のある圏域では県が実施している。佐世保市圏域については、県立保健所と同等の機能を果たしうる佐世保市保健所があるため、佐世保市に事業を委託するのが最も適当である。	第167条の2 第1項 第2号
62	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度地域生活支援事業委託料	24,982,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、本事業を受託実施するために、国の要綱に基づき設置した団体であり、本事業を円滑に遂行できる適当な団体は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
63	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度障害者就業・生活支援センター事業委託料	5,192,160	雲仙市瑞穂町古部甲1572 社会福祉法人南高愛隣会	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認めた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
64	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度障害者就業・生活支援センター事業委託料	5,192,160	北松浦郡江迎町奥川内免300-1 社会福祉法人民生会 理事長 松田 正民	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認めた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号
65	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度障害者就業・生活支援センター事業委託料	5,192,160	長崎市西山4丁目610番地 社会福祉法人ゆうわ会 理事長 小田 隆	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認めた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
66	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度重症心身障害児(者)通園事業委託	16,277,160	諫早市小長井町遠竹2747-6 社会福祉法人 聖家族会 理事長 中山 和子	<p>本事業は、各利用者の状態に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。県内の重症心身障害児施設等で、本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を備え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は4施設以外になく、委託先として適当である。</p> <p>なお、本県においては、長崎県障害者基本計画を策定し、圏域ごとに事業の計画的な推進を図っているところであるが、本事業実施にあたり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められるため、対応することができる法人は4法人以外になく、目標未達成の状況である。</p> <p>したがって、現在、事業が実施可能な4法人全てに対し、本事業を委託することとし、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
67	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度重症心身障害児(者)通園事業委託	16,277,160	佐世保市柚木町1279-1 社会福祉法人 蓮華園 理事長 桑原 良誓	<p>本事業は、各利用者の状態に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。県内の重症心身障害児施設等で、本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を備え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は4施設以外になく、委託先として適当である。</p> <p>なお、本県においては、長崎県障害者基本計画を策定し、圏域ごとに事業の計画的な推進を図っているところであるが、本事業実施にあたり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められるため、対応することができる法人は4法人以外になく、目標未達成の状況である。</p> <p>したがって、現在、事業が実施可能な4法人全てに対し、本事業を委託することとし、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
68	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度重症心身障害児(者)通園事業委託	16,277,160	島原市立野町丙1900-19 社会福祉法人 島原市手をつなぐ育成会 理事長 平野 嗣雄	<p>本事業は、各利用者の状態に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。県内の重症心身障害児施設等で、本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を備え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は4施設以外になく、委託先として適当である。</p> <p>なお、本県においては、長崎県障害者基本計画を策定し、圏域ごとに事業の計画的な推進を図っているところであるが、本事業実施にあたり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められるため、対応することができる法人は4法人以外になく、目標未達成の状況である。</p> <p>したがって、現在、事業が実施可能な4法人全てに対し、本事業を委託することとし、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
69	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.1	平成20年度重症心身障害児(者)通園事業委託	16,277,160	諫早市有喜町537-2 社会福祉法人 幸生会 理事長 山田 幸儀	<p>本事業は、各利用者の状態に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。県内の重症心身障害児施設等で、本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を備え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は4施設以外になく、委託先として適当である。</p> <p>なお、本県においては、長崎県障害者基本計画を策定し、圏域ごとに事業の計画的な推進を図っているところであるが、本事業実施にあたり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められるため、対応することができる法人は4法人以外になく、目標未達成の状況である。</p> <p>したがって、現在、事業が実施可能な4法人全てに対し、本事業を委託することとし、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
70	福祉保健部	障害福祉課	H20.4.14	平成20年度長崎県 相談支援従事者研修 事業委託	1,100,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である県障害者社会参加推進センターは、 障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託す るために国の要綱に基づいて設置された団体で、 当事業の実施などを通じて各障害に精通しており、 委託団体として最も適当であり、また他に本事業の 委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項 第2号
71	福祉保健部	障害福祉課	H20.5.9	長崎県退院促進支援 ネットワーク事業委託 料	2,652,000	長崎市桜町2番22号 長崎市長 田上 富久	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院促 進を行いつつ、各保健福祉圏域毎の社会資源の確 保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築す る事業であり、県立保健所のある圏域では県が実 施している。長崎市圏域については、県立保健所と 同等の機能を果たしうる長崎市保健所があるため、 長崎市に事業を委託するのが最も適当である。	第167条の2 第1項 第2号
72	福祉保健部	障害福祉課	H20.6.1	全国障害者スポーツ 大会選手団強化訓練 及び派遣事業委託料	11,381,220	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者の スポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ活 動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体力増 強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生活の 質の向上を図ることを目的として障害者団体が組織 した団体で、当事業の委託団体として最も適当であ り、また、他に本事業の委託先として適当な団体は ない。	第167条の2 第1項 第2号
73	福祉保健部	障害福祉課	H20.9.9	就労移行支援事業所 職員等の専門研修業 務委託	1,134,000	雲仙市瑞穂町古部甲1572番 地 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 良昭	本委託事業は、障害者の就労支援技術に関する専 門的なノウハウが必要であるため、プロポーザル方 式により、最も優秀な応募者と随意契約(1者)する こととしたが、提案者は、(社福)南高愛隣会の1者 のみの応募であり、提案内容を厳正に審査した結 果、審査委員全員より、適正との審査結果を得たた め、見積徴取業者として決定した。	第167条の2 第1項 第2号
74	福祉保健部	障害福祉課	H20.11.10	工賃倍増に関する広 報業務委託	1,740,000	長崎市茂里町3-24長崎県 社会福祉協議会内 街かどのふれあいバザール運 営委員会 運営委員長 田中 信春	障害者が受け取る工賃を増額するためには、障害 者が作る商品を消費者に知ってもらう必要がある。 そのためには、媒体などを活用してこれらの商品の 広報を実施することが効果的であるが、媒体の選 定や広報のタイミングは県が実施するよりも、80の 授産施設などから成り、各地で販売活動を行っている 「街かどのふれあいバザール運営委員会」に委託 することが適当である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
75	福祉保健部	障害福祉課	H20.11.14	長崎県精神障害者地域移行支援事業普及啓発DVD作成委託	1,680,000	長崎市金屋町1-7 株式会社 KTNソサエティ 代表取締役社長 後藤 義雄	専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者(最高得点獲得者)から見積書を徴し、随意契約を結んだ。	第167条の2 第1項 第2号
76	福祉保健部	障害福祉課	H20.11.27	平成20年度長崎県サービス管理責任者研修事業委託	1,100,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者社会参加推進センター 所長 廣川 豊	委託先である県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託するために国の要綱に基づいて設置された団体で、本事業も地域生活支援事業に位置づけられている。また、サービス管理責任者になるための条件として、他に相談支援従事者研修の受講が要件のひとつとなっているが、その研修を当団体に委託していることで信頼性もあり、本研修の運営に関しても効率的な執行が可能であるので、本事業の委託先として最も適当である。	第167条の2 第1項 第2号
77	福祉保健部	障害福祉課	H20.12.19	長崎県子どもの心の診療拠点病院機構素新事業委託	4,724,000	長崎市坂本1丁目7番1号 長崎県子どもの心の診療拠点病院連絡協議会 会長 小澤 寛樹	国は、県に1病院を拠点病院として事業を行う構想であるが、本県においては1病院での事業実施が不可能であるため、複数病院による「子どもの心の診療拠点病院群」による当該事業の拠点とすることになった。 なお、拠点病院を統括し、事業実施の要となる「長崎県子どもの心の診療拠点病院連絡協議会」が組織されたので委託する。	第167条の2 第1項 第2号
78	福祉保健部	障害福祉課	H21.1.19	精神に障害を持つ人の生活を支援する社会資源の調査及びガイドブック作成委託	5,145,000	長崎市樺島町8-12 株式会社 クイックプリント 代表取締役 寺田 敏子	専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者(最高得点獲得者)から見積書を徴し、随意契約を結んだ。	第167条の2 第1項 第2号
79	福祉保健部	障害福祉課	H21.1.30	平成20年度字幕入り映像ライブラリー作品制作委託	2,409,750	東京都新宿区新宿1丁目23番1号新宿マルネビル 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 理事長 金田 一郎	本団体は、映像作品に字幕、手話を挿入した映像ライブラリー及び手話普及のための教材の製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の知識、教養の向上を図ることを目的としている。今回委託する映像ライブラリー作品の制作については、番組制作会社の著作権許諾が必要であり、本団体以外に著作権許諾に係る交渉から字幕入りテープ等の制作までを全て行っている団体は他にはないため、1者随意契約とする。なお、厚生労働省からも委託先として指定されている。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
80	福祉保健部	障害福祉課	H21.3.11	平成21年4月の報酬改定に伴う指定障害者サービス事業者等管理システム改修業務委託	1,575,000	佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治	今回改修業務を委託する指定障害福祉サービス事業者等管理システムは、県内の障害福祉サービス事業所等の新規の指定情報や既指定事業者の事業所情報の変更について管理しており、株式会社佐賀電算センターが開発したシステムである。平成21年4月以降の事業所への報酬の支払等業務の円滑な運用を考慮した場合、このシステムを4月の報酬改定に対応したシステムに改修するためには、当該システムのソースプログラムを著作権として保有している同社との1者随意契約が適当である。	第167条の2 第1項 第2号
81	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	戦傷病者戦没者遺族等援護事業委託金	1,100,000	長崎市江戸町2-1 長崎県軍恩連盟 会長 寺山 民蔵	この事業は、恩給法による旧軍人恩給受給資格の有無の調査及び恩給法の普及徹底・指導と、恩給請求書類の整備のための指導を行うものであり、当該団体以外には、旧軍人軍属に対する恩給に関する業務を実施している団体がないため、他の団体で代替することができない	第167条の2 第1項 第2号
82	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	援護システムの賃貸借及び保守	5,553,444	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機株式会社 官公システム部長 松井 久憲	本システムは厚生労働省、各都道府県、データセンター等をオンラインで結び事務処理効率を上げるために厚生労働省と当該業者が共同で開発を行ったものであるため、システム機器の賃貸借及び保守に関してはシステムを熟知した開発者である当該業者以外に適当な業者はない。	第167条の2 第1項 第2号
83	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	中国帰国者日本語学習支援事業委託	1,223,000	長崎市北栄町30番10号 滑石ほたるの会 伊藤 智美	中国帰国者援護業務に精通した者への委託が必要であり、当該業務を実施する団体は長崎県内で当会だけであり、相手が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
84	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	在韓被爆者支援事業業務委託	40,000,000	大韓民国 ソウル特別市中区 南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 金 榮喆	本事業は、国からの受託事業であり、在韓被爆者に対する原爆諸手当及び葬祭費支給事務を委託している。厚生労働省と大韓赤十字社の間で人件費、その他事務費等を調整の上、額の決定が行われるため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
85	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	在韓被爆者保健医療 助成事業業務委託	314,000,000	大韓民国 ソウル特別市中区 南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 金 榮喆	本事業は国からの受託事業であり、厚生労働省と 大韓赤十字社間で額の決定が行われているため、 他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号
86	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.4.1	被爆者定期健康診断 実施等の通知事務委 託	5,659,779	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石 哲哉	当事業団は県所管の8割の被爆者健康診断を実施 しており、保有する被爆者に関する情報を活用した データベース及び未受診者の情報管理による被爆 者健康診断通知の八ガキ作成が効率的かつ適切 に行える唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
87	福祉保健部	原爆被爆者援護課	H20.6.2	医師等派遣事業及び 受入医師研修事業業 務委託	2,450,000	長崎市江戸町2 - 13 長崎・ヒバクシャ医療国際協 力会 会長 時本 恭	本事業は、韓国医師の研修受入れ及び医師等の 派遣を行うものであり、平成14年度から長崎ヒバ クシャ医療国際協会に委託して実施している。当 該団体は、大学病院を始め放射線医療の関係機 関等で構成されている唯一の機関であり、この 事業を行える機関は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
88	福祉保健部	五島保健所	H20.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	3,004,306	個人のため未記入	当業務は犬の捕獲抑留や殺処分等の特殊な業 務であり、経験豊富で技術性が高いこと、地 域の地理に詳しいことなどが求められる。 このようなことから、競争入札には適さない ものと判断した。	第167条の2 第1項第2号
89	福祉保健部	壱岐保健所	H20.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	2,780,797	個人のため未記入	当業務は犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却 処分という特異な性質をもった業務であり、 業務に関して地域の状況に精通し、信頼 できる者に委託する必要があるが、現在 のところ、管内には他に適した人物が見 当たらない。 また、狂犬病予防法に基づく予防技術員 の指定を受けた者へ委託することとして おり、業務の性質や目的が競争入札に 適しないと判断した。	第167条の2 第1項 第2号
90	福祉保健部	対馬保健所	H20.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	3,004,306	個人のため未記入	犬捕獲抑留は狂犬病予防法に基づく資格 が必要であり業務の性質及び目的から 競争入札に適しないものであるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 福祉保健部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
91	福祉保健部	佐世保看護学校	H20.4.1	平成20年度臨地実 習管理委託	4,000,000	佐世保市平瀬町9-3 佐世保市病院事業管理者 飛永晃二	本契約は、本校の看護師養成のための主たる実習施設である佐世保市立総合病院での実習の実施に付随して病院から受ける施設利用・指導経費の委託契約である。佐世保市立総合病院は、長きに渡って本校学生を実習生として受け入れており、また多くの看護師の方が本校の非常勤講師として指導されている状況である。実習施設の確保は、学校運営の重要事項であるが、実習施設の選定はその目的や性質上、競争入札に適さないと判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
92	福祉保健部	こども医療福祉 センター	H20.4.1	医事電算システム 賃貸借	1,475,460	長崎市栄町5番1号 株式会社NDKCOM 代表取締役社長 久保 東	18年度まで医事業務としてシステムのリース料込みで1者随意契約をしていたが、19年度より医事業務と医事システムのリース料を分けて契約する事となった、医事システムは使用しているソフトに互換性が無いため現在までに蓄積したデータの変換作業に2ヶ月ないしは3ヶ月以上の準備期間とデータ移行経費に300万円程の金額がかかるとよくされ、準備期間も予算措置も出来なかったため当センターの業務の性質上、業務を直ちに次の業者に引き継ぐ事は困難であり現在の契約業者と1者随意契約を締結することが有利であることと、対外的に医事業務を支障なく継続させることが必要のため。	第167条の2 第1項 第2号
93	福祉保健部	こども医療福祉 センター	H20.4.1	庁舎警備業務委託	2,995,200	個人のため未記入	本契約の受託者(3名)については、当センターへの特殊性(病院兼福祉施設)にも長年の勤務から業務に精通され、本年度も委託するのに十分な能力と経験を有している、なお警備会社への委託価格に比べてかなり安価な金額で、受託していただいている。	第167条の2 第1項 第2号
94	福祉保健部	こども医療福祉 センター	H20.4.1	医事業務委託	6,037,500	大村市東三城町6-1 (株)シンコー 代表取締役 田代 ハルエ	医事業務は通常指名競争入札を行っている、平成20年度は4月1日より診療報酬の改定と重なるため、指名競争入札で平成19年度の委託業者と業者が替わった場合、4月1日からの診療報酬の請求事務に支障を来す。	第167条の2 第1項 第2号
95	福祉保健部	こども医療福祉 センター	H20.4.1	プラズマ滅菌器保守 点検業務委託	1,155,000	大村市久原2丁目1186 山下医科器械株式会社 長崎中央営業所 所長 森下 忠剛	平成17年7月よりジョンソン・エンド・ジョンソン(株)製の過酸化水素低温プラズマ滅菌器を手術室に設置しているが、メーカー保証期間も過ぎており、19年度に故障し、定期的な保守点検が必要である。県内代理店を日本医療機器販売協会の長崎県会員へ保守点検が可能か照会し確認したが、納入業者である山下医科器械(株)以外に保守点検できる業者がいなかったため。	第167条の2 第1項 第2号